

**横浜市こども青少年局会計年度任用職員(月額職)
(北部児童相談所心理療法業務)募集要項(令和8年1月1日採用)**

1 業務内容

- (1)北部児童相談所一時保護所入所児童に対する生活面での面接、援助、行動観察、心理療法等
- (2)大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

2 勤務場所

横浜市こども青少年局北部児童相談所一時保護所(横浜市緑区内)

3 応募資格

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

次のいずれにも該当しないこと

- ・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
- ・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1)任用期間 令和8年1月1日～令和8年3月 31 日

※年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。(採用から最大4回)

- (2)勤務日・時間 週5日所属長が定める日(30 時間/週)(国民の祝日、閉庁日を除く)

ア 午前9時 00 分～午後4時 00 分 イ 午前 11 時 00 分～午後6時 00 分

ウ 午後0時 00 分～午後7時 00 分 エ 午後1時 00 分～午後8時 00 分

オ 午後2時 00 分～午後9時 00 分

(休憩時間:勤務の間に所属長が指定する1時間)

- (3)給与 月額 241,400 円、通勤費用(実費相当額、上限 55,000 円)を別途支給
※任用期間中に報酬が変更となる場合があります。

- (4)休暇 年次休暇等

- (5)社会保険等 横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。横浜市職員厚生会(任意加入)

※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 応募方法

- (1)提出書類

会計年度任用職員申込書(所定様式)、作文用紙(所定様式)、資格を有していることを確認できる書類(写)
※様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。

- (2)提出方法及び提出期限

持参又は郵送

令和7年12月9日(火)正午 必着

※持参時の受付は、月曜日～金曜日の午前8時 45 分～午後5時(閉庁日を除く)

※郵送の場合の送付先

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当あて

7 選考

- (1)選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。

- (2)選考日程 令和7年12月11日(木)午後予定

※面接時間は、12月9日(火)あるいは10日(水)に電話でお知らせします。

- (3)面接会場 北部児童相談所(市営地下鉄センター南駅から徒歩6分、都筑区総合庁舎2階)

8 雇入時健康診断

内定者は雇入れ時に健康診断を受診していただきます。

《お問合せ》横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話 045-948-2441 ／ FAX 045-948-2452